

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1010））
2. 日時：平成30年6月5日 14時15分～20時20分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、義崎管理官補佐、吉村上席安全審査官、千明主任安全審査官、津金主任安全審査官、正岡主任安全審査官、村上主任安全審査官、秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、関根技術研究調査官、矢野審査チーム員、竹内技術参与、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他25名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 副長 他4名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 課長 他4名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当 他2名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 主任 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書、原子炉格納施設の設計条件に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書関係】

○格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置（水素濃度計、酸素濃度計）の計測及び空気作動弁に用いている窒素ポンベについて、要求される機能及び設置場所を明確にした上で、ポンベ容量等の妥当性を整理して提示すること。

○サンプルガスが高温の場合は、サンプリング配管を通過する際の熱損失により冷却されるとの説明であるが、どのように確認したか整理して提示すること。

【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書関係】

○重大事故等時の原子炉格納容器の動荷重について、試験で確認している範囲と実機条件との関係性を整理し、設計基準時事故時に包絡されることを定量的に説明すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 工認ヒアリング 年間スケジュール表（案）
- ・V-1-5-2 原子炉非常停止信号の設定値の根拠に関する説明書
- ・V-1-5-3 工学的安全施設等の起動（作動）信号の設定値の根拠に関する説明書
- ・補足-240-2 工学的安全施設等の起動（作動）信号の設定値の根拠に関する説明書に係る補足説明資料
- ・V-1-5-4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書
- ・工事計画に係る補足説明資料 工事計画に係る説明資料（計測制御系統施設）のうち発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 補足-240-3【安全保護系の応答時間について】
- ・V-1-1-2-5 外部火災への配慮に関する説明書
- ・工事計画に係る補足説明資料 外部火災への配慮に関する説明書のうち 補足-90-1【外部火災への配慮に関する説明書】
- ・V-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書
- ・原子炉格納施設の設計条件に関する説明書のうち重大事故等時の動荷重について
- ・V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
- ・工事計画に係る補足説明資料 工事計画に係る説明資料（計測制御系統施設）のうち計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 補足-240-1【計測装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲について】